

議案第 83 号

所沢市ふるさと応援寄附条例及び所沢市地域産業活性化基金条例の一部を
改正する条例制定について

所沢市ふるさと応援寄附条例及び所沢市地域産業活性化基金条例の一部を改正
する条例を別記のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

ふるさと応援寄附金を財源として実施する事業の見直しに伴い、所要の改正を
行うため、本案を提案するものである。

所沢市ふるさと応援寄附条例及び所沢市地域産業活性化基金条例の一部を
改正する条例

(所沢市ふるさと応援寄附条例の一部改正)

第1条 所沢市ふるさと応援寄附条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び芸術」を「、芸術及びスポーツ」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域産業の活性化に関する事業

第2条に次の1号を加える。

(7) 健康及び福祉の推進に関する事業

第3条第1項第2号中「前条第2号から第5号まで」を「前条第3号から第7号まで」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条第2号の事業 所沢市地域産業活性化基金条例（平成26年条例第49号）に基づく所沢市地域産業活性化基金

(所沢市地域産業活性化基金条例の一部改正)

第2条 所沢市地域産業活性化基金条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「積立額」の次に「及び寄附金の額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(所沢市ふるさと応援基金条例の一部改正)

2 所沢市ふるさと応援基金条例（平成20年条例第36号）の一部を次のよう

に改正する。

第2条及び第6条中「第2条第2号から第5号まで」を「第2条第3号から第7号まで」に改める。